

第43号議案

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表島根県立中央病院の項中「635」を「633」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。